

大阪府立大学研究支援員制度実施要項

(目的)

第1条 本要項は、大阪府立大学の専任教員(任期付教員を含む。)及び特任教員と博士研究員が、妊娠・出産・育児等の家庭的責任を担いつつ研究等の職務を遂行することを支援するため、研究支援員を利用する制度(「大阪府立大学研究支援員制度」。以下「本制度」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 本制度を利用できる者は、平成28年4月1日以降の利用期間実績が5年未満の者とする。ただし、「上位職両立支援」、「異分野融合研究支援」、「ライフイベント復帰・両立支援」として研究支援員を配置された期間を除く。

(支援事業の種類等)

第3条 本制度の支援事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 上位職両立支援
- (2) ライフイベント復帰・両立支援
- (3) 両立支援

2 前項第2号に規定するライフイベント復帰・両立支援として研究支援員を配置する者のうち、過去3年以内にライフイベント(妊娠・出産・育児又は介護)のため概ね3ヶ月以上やむを得ず研究活動を中断した者には、当該年度の予算の範囲内において別に定める研究費を支給する。

3 第1項に規定する支援事業の対象は別に定める。

第4条 研究支援員制度の利用申請は、年度ごととし、申請者は様式1に定める申請書および必要書類を所定の期間内に提出しなければならない。ただし、別に定めるところにより年度途中でも申請できるものとし、本制度予算の範囲内で採択されることがありうる。

2 利用者は、別に定めるところにより、利用後の成果報告書を所定の期間内に提出しなければならない。

(研究支援員制度審査会)

第5条 研究支援員制度審査会(以下、審査会とする。)は、利用者及び利用内容を審査によって採択し、また利用後の成果報告書を審査し制度改善に反映させる。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、選考手続や選考基準の詳細等を審議し決定することができる。

3 審査会の構成員は、女性研究者支援センター(以下、「センター」とする。)センター

長、センターのコーディネーター（1名）、ダイバーシティ研究環境研究所（以下、「研究所」とする。）研究所長、研究所のコーディネーター（1名）、総合企画課長、センター運営委員会委員1名以上(人事課職員1名、その他審査会が必要と認めた者)とする。

(利用者の選考手続き)

第6条 選考は、審査会が以下の手続きによって行う。審査は、2段階とする。第1次審査は、提出された書類に基づき順位を定める。第2次審査は第1次審査結果に基づき、面談を行う。審査会は、以上を総合的に評価し、利用者及び利用内容を決定する。

(選考基準)

第7条 選考基準は、以下のとおりとする。

- (1) 妊娠・出産・育児または介護によって、研究時間を制限されることが客観的に明らかかな者
- (2) 研究支援員による業務内容が具体的であり、かつ研究上の必要性が高い者
- (3) 研究支援員の雇用経費について、他の資金による代替の可能性が低い者
- (4) 本制度の利用期間実績の短い者

(事務組織)

第8条 本制度にかかる事務は、総合企画課（センター、研究所）が行う。内容は以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の募集、選考、支援員のマッチングにかかる事務手続き
- (2) 研究支援員の雇用手続き
- (3) 研究支援員の給与支給にかかる勤務時間等の把握及び報告
- (4) 利用者から利用後に提出される成果報告書のとりまとめ
- (5) その他、本制度実施にかかる関連事務

附則 この要項は、平成25年2月13日から施行する。

附則 この要項は、平成27年12月1日から施行する。

附則 この要項は、平成25年2月13日から施行する。

附則 この要項は、平成27年11月12日から施行する。

附則 この要項は、平成28年11月1日から施行する。